

第 2 5 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 7 年 7 月 1 8 日（金） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第25回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月18日（金）午後3時00分～3時30分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員（10人）・出席推進委員（6人）

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆
5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美
9番 五十嵐 智子	10番 二瓶 義典
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	川西地区 齋藤 文範
八幡地区 桑原 博之	高寺地区 藤川 将仁
- 4 欠席委員・推進委員（1人）
広瀬地区 橋本 善和
- 5 遅刻委員（0人）
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第25号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
 - 第4 議案第83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第85号 現況確認証明について
議案第86号 会津坂下町農地利用集積等促進計画（案）について
- 7 農業委員会事務局職員
事務局長 渡部 聡 農地管理係長 荒井 貴史 係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、広瀬地区 橋本推進委員より欠席の届出があり6名です。 それでは、第25回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第79号の農地法第3条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第80号の農地法第5条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第81号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）の一括方式、再転貸の各案件については、会津坂下町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。 次に議案第82号の農用地買入協議に係る要請については、総会翌日の6月20日に会津坂下町長に対し買入協議の要請をし、農業振興公社に対し買入協議の実施申出をしました。 以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、8番 五十嵐委員、9番 五十嵐委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第25回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。 議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。
議長	報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。1 号 2 号は公社と所有者、借受者の解約です。 2 号の法人は中間管理機構の契約更新は行わないとの方針であり、当該農地の契約が唯一残っていたため解約するものです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	報告第 25 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。農地法施行規則第 29 号第 1 項第 1 号の規定による届出とは、農地を農業用倉庫などの農業用施設の用に供する場合、農地面積が 2 アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。 本件は昭和 55 年頃に農業用倉庫を建築し、使用していたものであり、本日の議案第 85 号の現況確認証明の現地確認により発覚したものです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 83 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局	事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (事務局朗読) 説明に移ります。1号案件は、営農型太陽光発電の区分地上権の設定であり、契約期間満了に伴う更新の手続きです。 2号案件は、譲渡人が県外在住であり当該農地を管理することが難しいことから、親戚関係にある譲受人へ所有権移転するものです。譲受人は町内在住の息子と共に耕作する予定です。
議長	1号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	申請者に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に2号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	譲渡人・譲受人に対し、議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 84 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1 号案件は、ドクダミを植栽する営農計画を立て、平成 28 年 8 月 3 日に営農型発電として転用を許可されたものであり、許可期間が満了することに伴う更新の手続きです。 2 号案件は、譲受人は精密板金加工業を営んでおり、既存の駐車場が手狭となったことから、工場敷地から近い当該申請地を駐車場、通路及び雪捨て場用地として転用するものです。 申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は敷地内自然地下浸透となっておりませんが、隣接する農地との間には素掘溝を施す計画となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1 号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	周辺農地への影響はなく、地域計画の集落座談会の中でも集落の

議長	合意も得ており問題ないものと思われます。 質疑に入ります。1 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件は許可適当と認め、県に進達することに決しました。
議長	次に 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	2 号案件について調査の結果を報告します。7 月 11 日に事務局と共に現地を確認し、議案書に記載のとおり問題ないことを報告します。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 85 号「現況確認証明について」を議題といたします。事務

事務局	局に議案の朗読と説明を求めます。 (事務局朗読) 説明に移ります。1 号案件は、30 年以上耕作しておらず、雑木が生え、荒廃し、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。 2 号案件は、水利の確保が困難であり、また農業機械の大型化に伴い、進入路が狭く耕作できず、現在では原野化しており、今後も農地としての利用が見込まれないため、非農地であると証明を求められた件です。 現地の写真についてはタブレットをご覧ください。
議長	1 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
9 番 五十嵐委員	1 号案件について調査の結果を報告します。7 月 11 日に事務局と共に現地を確認し、議案書に記載のとおりであることを報告します。
議長	質疑に入ります。1 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	次に 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
7 番 渡部委員	2 号案件について調査の結果を報告します。7 月 10 日に事務局と共に現地を確認し、水利の確保、農機具の搬入が困難であり、農地としての利用が見込まれないと判断しました。

議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	議案第 86 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。まず、所有権移転の 1 号 2 号案件は、先月の買入協議の要請を受け、去る 7 月 8 日に農用地利用調整会議を開催し調整が整ったものです。 次に一括方式の説明に移ります。 1 号は公社が金上地区の田 16,914 ㎡を借入れ、2 号の金上地区の認定農業者へ集積します。 次に 3 号は公社が若宮地区の畑 1,092 ㎡を借入れ、4 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 次に 5 号は公社が広瀬地区の田 456 ㎡を借入れ、6 号の認定農業者である法人へ集積します。 次に 7 号は公社が広瀬地区の田 5,187 ㎡を借入れ、8 号は公社が広瀬地区の田 7,620 ㎡を借入れ、9 号は公社が広瀬地区の田 3,599 ㎡を借入れ、7 号から 9 号を併せて 10 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。
議長	所有権移転 1 号案件 2 号案件について、農用地利用調整会議を開催しておりますので、担当委員より報告を求めます。
5 番 渡辺委員	7 月 8 日買入協議に参加しました。6 月に開催した調整会議で

	は、売買価格の不一致により不調となった案件ですが、今回の買入協議では議案書に記載のと通りの価格で調整が整いましたので、報告します。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。 (藤川推進委員退場)
議長	質疑に入ります。所有権移転 1 号案件 2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。
10 番 二瓶委員	所有権移転の面積は 2 筆で 30,955 m²とあるが間違いないか。
事務局	参考資料に記載のとおり大字片門字七本松丙の田は 29,752 m²であり、登記簿でも確認しており間違いありません。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件 2 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件 2 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。 (藤川推進委員入場)
議長	次に一括方式 1 号案件 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区	1 号案件 2 号案件について調査の結果を報告します。1 号案件の

齋藤推進委員	貸手については入院中のため貸手の母へ7月14日訪問にて、2号案件の借手については7月14日訪問にて設定面積、期間、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件2号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件2号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件2号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に3号案件4号案件について担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	3号案件4号案件について調査の結果を報告します。3号案件の貸手については7月14日電話にて、4号案件の借手については7月14日訪問にて設定面積、期間、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。3号案件4号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件4号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって、3号案件4号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に5号案件6号案件について事務局より調査報告を求めます。
事務局	貸手、借手に対し議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。なお、本件は隣接する農地と一体となっており、そちらは既に契約済みであり賃借料も同額に設定したとのことです。
議長	質疑に入ります。5号案件6号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5号案件6号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、5号案件6号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に7号案件から10号案件について担当委員の調査報告を求めます。
10番 二瓶委員	7号案件から10号案件について調査の結果を報告します。9号案件については、事務局より報告します。貸手借手ともに7月14日電話にて設定面積、期間、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に報告を求めます。

事務局	9 号の貸手に対し設定面積、利用期間、賃借料について調査しました。結果、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。7 号案件から 10 号案件についてご質問ご意見はございますか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 7 号案件から 10 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、7 号案件から 10 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 25 回農業委員会総会を閉会いたします。 大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和7年7月18日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員